

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年6月27日
【発行者名】	アバディーン投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石川 五生
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目2番3号虎ノ門清和ビル
【事務連絡者氏名】	渡瀬 久美子
【電話番号】	03-4578-2211
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】	クレディ・スイスG T A Aファンド
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券の金額】	上限1兆円
【縦覧に供する場所】	該当なし

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

信託契約を解約するための手続きを開始したことに伴ない、平成28年5月13日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項について訂正すべき事項がありましたので、関係事項を下記のとおり訂正するものであります。

## 2【訂正の内容】

下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示します。

### 第一部【証券情報】

#### (7)【申込期間】

<訂正前>

平成28年5月14日から平成28年11月11日まで\*

\*申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

当ファンドの受益権の購入申込みは、申込期間における毎営業日に受け付けます。

ただし、販売会社の営業日であっても、以下に該当する場合には、購入申込みの受け付けは行いません。

・ニューヨーク、ケイマン、ルクセンブルグの銀行のいずれかの休業日

・ニューヨーク、ケイマン、ルクセンブルグの証券取引所のいずれかの休業日

=詳しくは、後記「照会先」にご確認ください。=

<訂正後>

平成28年5月14日から平成28年6月27日まで\*

#### (12)【その他】

<訂正前>

、（略）

振替受益権について

当ファンドの受益権は、投資信託振替制度に移行したため、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

当ファンドの収益分配金、償還金および換金代金は、社振法および前記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

<訂正後>

～（略）

振替受益権について

当ファンドの受益権は、投資信託振替制度に移行したため、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

信託終了(繰上償還)予定のお知らせ

当ファンドは、下記の通り、平成28年8月19日をもって投資信託契約を解約し、信託を終了（以下「繰上償還」といいます。）させていただきますのでお知らせいたします。

当ファンドの受益権の取得のお申込みに際しましては、下記の予定される内容等を十分ご理解のうえ、お申込みくださいますようお願い申し上げます。

#### 1. 信託の終了を予定する理由

当ファンドは平成18年6月30日の設定以来、約10年にわたり信託財産の安定した成長を目指して運用を行ってまいりましたが、受益権口数が信託約款に規定する繰上償還条項に定める当ファンドの合計口数10万口を下回っており、運用の基本方針に従い運用することが困難な資産規模が継続しております。このため、このまま運用を継続するよりもお預かりした運用資産を受益者の皆様へお返すことが受益者の皆様の利益に資するとの判断に至り、この度、当ファンドの繰上償還をさせていただきますことと致しました。

#### 2. 繰上償還予定日

平成28年8月19日

当ファンドの繰上償還（予定）につきましては、平成28年6月28日を基準日として、基準日現在の受益者<sup>※</sup>に対し、異議申立てを受け付けております。

\*平成28年6月24日までの取得申込受付分が対象となります。それ以降の取得申込受付分については、異議申立ての権利はございませんのでご承知おきください。

異議申立てされた受益者の受益権の合計口数が基準日現在の受益権総口数の2分の1を超えない場合は、予定通り平成28年8月19日をもって当ファンドを繰上償還し、償還金は繰上償還予定日の翌営業日以降に販売会社を通じて受益者の皆様にお支払いいたします。また、ご換金のお申込みは、平成28年8月17日まで通常通り受け付けます。

なお、当ファンドの繰上償還の基準日現在の受益者のうち、異議申立期間中に異議申立てを行った受益者の受益権総口数が2分の1を超えた場合は、当該繰上償還は行いません。この場合、繰上償還を行わない旨を、上記異議申立期間終了後、書面にて速やかにお知らせいたします。

〔照会先〕アバディーン投信投資顧問株式会社

お問い合わせ窓口 03-4578-2251

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までです。）

インターネット・ホームページ <http://www.aberdeen-asset.co.jp/>

## 第二部【ファンド情報】

### 第2【管理及び運営】

#### 3【資産管理等の概要】

##### （3）【信託期間】

<訂正前>

平成18年6月30日以降、無期限とします。ただし、「(5) その他 a. 償還条件」に該当する場合は、信託契約を解約し信託を終了させることができます。

<訂正後>

無期限とします。

「第一部 証券情報 (12) その他 信託終了（繰上償還）の予定のお知らせ」に記載する手続きを経て信託を終了することとなった場合、信託期間は平成28年8月19日までとします。